

第八号書式(第二十三条関係)

(表 面)

6cm	年 月 日 交付第 号(年 日 限り有効)		
	職 名	氏 名	生 年 月 日
	建 築 士 事 務 所 等		
	立 入 検 査 証		
	(発	印 行	者)
	8.5 cm		

(裏 面)

この証明書を携帯する者は建築士法により建築士事務所等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

建 築 士 法 抜 粋

第十条の二 国土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条の二 都道府県知事は、第十条の二第二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。